

お問合せ先

木曽消防署（木曽町・22-0119）

北分署（木祖村・36-3119）

南分署（南木曽町・57-3119）

救急分遣所（三岳・46-3119）

令和 7 年火災予防運動

令和 7 年 11 月 9 日（日）から 11 月 15 日（土）まで

『 急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし 』

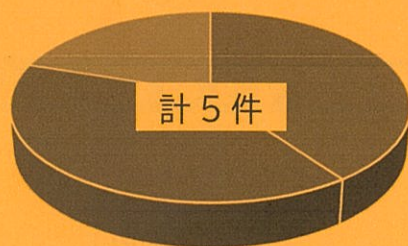
11 月 9 日から 11 月 15 日までの 7 日間、秋の全国火災予防運動が実施されます。これから、空気が乾燥し風が強くなります。また、暖房器具の使用が多くなってきますので、火の取扱いには十分注意しましょう。



令和 7 年木曽広域消防本部 災 害 出 場 状 況(9 月末時点)



火災出動件数



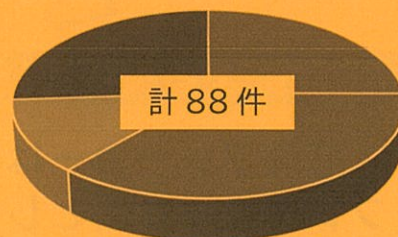
- 建物 2 件
- 非火災 1 件
- その他 2 件

救急出動件数



- 急病 925 件
- 一般負傷 235 件
- 交通 68 件
- その他 103 件

その他出動件数



- 救助 22 件
- ヘリ支援 32 件
- 危険物排除 11 件
- その他 23 件

令和 2 年から令和 6 年まで、5 年続けて救急件数が増加しています。
救急車の適正利用について今一度ご協力をお願いいたします！

秋祭り等で露店等を開設する際のお願い！

10月に入り、朝夕はようやく過ごしやすくなりました。秋祭りが行われる季節になってきましたが、多くの模擬店で火気器具を使い、また空気が乾燥する季節でもあるため火災危険がとて高くなります！

不特定多数の人が集まるお祭りなどの催しで、対象火気器具等を使用する際は、**消火器の準備、露店等の開設届が必要**です！



教えて！
消防士さん！



Q1. 対象となる催しとは？

A. 神社などのお祭り、商店街のイベント、花火大会、区民祭などの**不特定多数の者**が出入りする催しです。

※BBQなどの個人的な催しは対象外です。

Q2. 消火器を必要とする火気器具は？

A. ガスコンロ、発電機、フライヤーなどです。（液体、気体、固体燃料及び電気を熱源とする火気器具は届出が必要です。）

上記の対象となる催しで、**消火器を必要とする火気器具**の使用がある場合は、**あらかじめ最寄りの消防署に届出**をお願いします。不明な点がございましたら、消防署へお問い合わせください！



地震による火災を防ぐために感震ブレーカーの設置がおすすめです！！

感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めます。東日本大震災で起こった火災のうち、過半数が電気火災によるものでした。南海トラフ地震等の大地震が起こり得る可能性が高いとされていますので、感震ブレーカーを設置して電気火災から「人」・「地域」を守りましょう！

分電盤タイプ

